

処分基準

令和6年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第7条第1項
処分の概要：自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）：石川県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <ul style="list-style-type: none">○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律<ul style="list-style-type: none">・第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件）・第4条（認定）
<p>処分基準：</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先：石川県警察本部 交通部交通企画課 安全係 (076) 225-0110 (内線5033)
備考：